

出席議員(18名)

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原	光男	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	佐藤	芳	君
まちづくり政策課長	平間	雅博	君
財政課長	鈴木	俊昭	君
税務課長	水上	祐治	君
町民環境課長	安彦	秀昭	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	平間	清志	君
子ども家庭課長	水戸	浩幸	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	斎藤 良美 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
主 査	佐山 亨

---

議 事 日 程 (第4号)

平成30年12月6日(木曜日) 午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第17号 仙南地域広域行政事務組合規約の変更について
- 第 3 議案第18号 柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第19号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 5 議案第20号 柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第21号 平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事(建築工事)(債務負担行為)請負契約について
- 第 7 議案第22号 平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事(機械設備工事)(債務負担行為)請負契約について
- 第 8 議案第23号 平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事(電気設備工事)(債務負担行為)請負契約について
- 第 9 議案第24号 指定管理者の指定について(柴田町駐車場及び柴田町自転車駐車場)

- 第10 議案第25号 平成30年度柴田町一般会計補正予算
- 第11 議案第26号 平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第12 議案第27号 平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第13 議案第28号 平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第14 議案第29号 平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第15 議案第30号 平成30年度柴田町水道事業会計補正予算
- 第16 陳情第 2号 「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」採択を求める陳情書
- 陳情第 3号 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」採択を求める陳情書
- 陳情第 4号 「介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書」採択を求める陳情書
- 陳情第 5号 「被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 陳情第 6号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書
- 第17 要請第 3号 「生涯現役社会」を実現するシルバー人材センターの決意と支援の要望
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、4番平間幸弘君、5番桜場政行君を指名いたします。

---

### 日程第2 議案第17号 仙南地域広域行政事務組合規約の変更について

○議長（高橋たい子君） 日程第2、議案第17号仙南地域広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第17号仙南地域広域行政事務組合規約の変更についての提案理由を申し上げます。

仙南クリーンセンターの供用開始に伴い、廃止したごみ処理施設等の経費の負担方法について変更するものです。

また、現在建てかえ中の白石斎苑の管理運営について、七ヶ宿町が加わることから同斎苑の経費の支弁の方法を変更するものです。

そのことにより、仙南地域広域行政事務組合規約の別表の該当部分を変更するとともに、あわせて別表の各施設の記載順について整理を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） それでは、議案第17号仙南地域広域行政事務組合規約の変更についての補足説明をいたします。

別添のA3判、議案第17号関係資料の新旧対照表をごらんください。

資料説明の前に、規約変更の主なもの3点を申し上げます。

1点目は廃止したごみ処理施設の解体等に要する経費の負担割合関係です。仙南クリーンセンターの供用開始に伴い、廃止した角田衛生センターのごみ処理施設分及び大河原衛生センターについて、それぞれ解体等の経費に係る負担割合を規定するものです。

2点目は、1点目の改正に合わせて、別表における一般廃棄物処理施設の並び順を整理するとともに、文言の整理を行うものです。

3点目は、白石斎苑に要する経費の負担割合関係です。現在、建てかえ中の白石斎苑の管理運営については、七ヶ宿町が加わることから新斎苑の供用開始に合わせ、経費の支弁方法を変更するものです。

それでは、資料をご説明申し上げます。

最初に、新旧対照表の左側、変更案の下から4つ目、真ん中からやや下の角田衛生センター関係です。これに対応する変更規定は、表の右側、現行の上から2つ目になります。改正内容ですが、角田衛生センターは仙南クリーンセンターの供用開始に伴い廃止となるため、現行の負担区分にあるごみ処理施設の管理運営に要する経費の文言を、新たに旧ごみ処理施設の解体に要する経費及びその他の経費に改めるものです。負担市町は変更ありません。

負担割合が、均等割100分の15、実績割100分の85となっています。この負担割合についてですが、施設の解体等に要する経費の負担割合は、以前の管理運営に要する経費の負担割合と同じで、平成30年6月7日開催の組合理事会定例会において、協議、決定されたものでございます。その下、実績割の内訳ですが、白石市100分の27.18、角田市100分の35.53、蔵王町100分の9.51、七ヶ宿町100分の0.86、村田町100分の8.42、川崎町100分の6.01、丸森町100分の12.49となっています。これは、委託ごみ、許可ごみ、持ち込みごみの処理実績により算出されたものになります。

次に、大河原衛生センター関係です。表の左側、変更案では角田衛生センターの下になります。表の右側、現行で対応するのは上から4つ目、ほぼ真ん中あたりになります。これについても、さきの角田衛生センターと同様に、大河原衛生センターが仙南クリーンセンターの供用開始に伴い廃止となるため、ごみ処理施設の管理運営に要する経費の文言を、新たに旧ごみ処

理施設の解体等に要する経費及びその他の経費に改めるものです。負担市町は大河原町と柴田町で変更ありません。

負担割合は現行の施設の管理運営に要する経費の負担割合と同じで、均等割100分の25、実績割100分の75です。実績割の内訳は、大河原町100分の37.92、柴田町100分の62.08とありますが、これも委託ごみ、許可ごみ、持ち込みごみの処理実績により算出されたものになります。また、表全体にわたりまして、各施設の記載の順序が変更されております。これは、負担市町の欄が、全市町となっている施設の順番に並びかえられているものであります。

あわせて、文言の修正を行っています。表の左側、変更案の1行目、角田衛生センター柴田衛生センター、それから3行目の仙南リサイクルセンター、4行目の仙南最終処分場に相当します現行の規定中、施設の管理運営に要する経費の文言は、表の一番左側に書かれてあります第3条第3号の事務に要する経費の中に含まれることから、削除しております。

次に、表の一番下にまいりまして、白石斎苑関係です。白石斎苑は、現在建てかえ中で施設建設後平成31年10月に供用開始してからは、新たに七ヶ宿町が加わることから、表の右側の現行規定中、火葬場の建設事業に要する経費の項目を削り、新斎苑の経費の支弁方法を規定するものでございます。

それでは、議案書に戻りまして、議案書3ページをごらんください。

仙南地域広域行政事務組合同規約の変更について、地方自治法第286条第2項の規定により仙南地域広域行政事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

5ページをお開きください。別紙の部分です。

仙南地域広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約ということで、第1条関係が5ページから6ページまでになりますが、先ほどの新旧対照表の左側、変更案に当たるもので白石斎苑を除いた部分となります。

7ページをごらんください。

第2条関係ということで、新旧対照表の一番下にありました白石斎苑分となります。変更内容については、先ほど説明したとおりですので、附則のみの説明といたします。

附則の第1項施行期日です。この規約は、知事の受理のあった日から施行する。ただし、第2条の規定、白石斎苑に係る改正規定関係は、新白石斎苑の供用開始の日に合わせてまして、平成31年10月1日から施行する。

第2項経過措置です。第2条による変更後の規定は、新白石斎苑の負担金に適用し、建てか

えが完了するまでの旧白石斎苑の負担金については、なお従前の例による。

以上が詳細説明となります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号仙南地域広域行政事務組合規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

### 日程第3 議案第18号 柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第3、議案第18号柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第18号柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成29年5月に個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものです。主な改正の内容は、個人識別符号及び要配慮個人情報などの個人情報の定義づけ、開示請求による訂正決定があった場合の訂正通知の義務づけ等です。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） それでは、議案第18号柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

9ページからお願いいたします。

今回の条例改正は、平成29年5月、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴うものでございます。いわゆる個人情報保護法と番号法の一部を改正し、伴ったものを改正を、条例に合わせて改正するものでございます。

さきに、個人情報保護の改正内容でございますけれども、個人情報の定義の改正になります。具体的には、個人情報が記述される記録等の定義、さらには指紋データやパスポートの旅券番号などの個人識別符号が個人情報に該当することを明確化にして、個人情報の判断が容易にかつ客観的にできるようにするものでございます。また、人種、思想、信条、社会的身分等に関する情報を要配慮個人情報として定義をし、この情報が含まれた個人情報の取り扱いにつきましては、不当な差別や偏見が生じないように配慮するものでございます。

なお、この個人識別符号や要配慮個人情報という概念を新たに設ける趣旨は、あくまでも個人情報の定義を明確化することであり、従来の個人情報の定義を拡大、拡充するものではございません。具体的な定義を盛り込むことで、個人情報の管理利用をより明確に、よりの確に行えるようにするものでございます。

次に、番号法の改正内容になります。現行の番号法では利用範囲が規定されており、番号法で定められた事務、条例で定められた事務において個人番号が利用できるとされております。いわゆる番号法と条例で定めた事務以外は、個人番号の利用ができないものとされております。また、個人情報につきましては、情報提供ネットワークシステムを使用いたしまして各市町村間等で番号法を定められた事業のみが情報の照会、提供を行うことができるとされておりましたが、今回の改正におきまして市区町村の条例で定めた事務においても、情報の提供ネットワークを使用した個人情報の照会、提供を行うことができるようになりました。

この改正に伴いまして、照会、提供者、個人情報の内容に、条例で定める開示請求権に基づく訂正等があった場合には、提供先の市区町村に情報提供等の記録の訂正等があった旨の通知を行うことが義務づけとなりました。

以上、法改正による柴田町個人情報保護条例においても、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案9ページをごらんください。

議案第18号柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

柴田町個人情報保護条例（平成17年柴田町条例第5号）の一部を次のように改正するものでございます。

まず、第2条定義の改正になりますけれども、第1号におきましては、個人情報の定義を整備し、個人情報は次のアとイのいずれかに該当するものとした改正でございます。

アにつきましては、改正前の第1号で規定しておりました当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等文書等が、もしくは電磁的記録でつくられました記録に記載され、もしくは記録されたまたは音声その他の方法を用いてあらわされた一切の事項であるとした定義規定を越えた改正となります。なお、電磁的記録とは電子的方式、磁気的方式、その他、人の知覚によって認識された方式によってつくられた記録となります。これらの記録に特定の個人識別をすることができるものが個人情報となります。

次に、10ページになります。

10ページでは、第2条第1号のイにつきましては、個人識別符号を新たに個人情報の定義に加える改正であります。個人識別符号とは、具体的には指紋データそれから旅券番号、基礎年金番号、免許証番号などを指すものであります。従来から、これらの符号を個人情報として扱っておりましたが、明確化し個人情報の管理にのり的確に行えるようにするものです。

続いて、2号になります。

2号につきましては、本人の人種、信条、社会的身分、それから病歴、犯歴関係ですね、犯罪による被害をこうむった事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないよう、その取り扱いに特に配慮を要するものを、要配慮個人情報として個人情報の定義を加えるものでございます。

なお、冒頭にもお話ししてございますけれども、これらの個人識別符号、それから要配慮個人情報という概念を新たに設ける趣旨は、個人情報の定義を明確化するものでありまして、現行の個人情報の定義、拡大、拡充するものではないとされてございます。

続いて、第2号から第8号までの要配慮個人情報の定義規定が、第2号に加えられたことによる号の繰り下げを行うものでございます。なお、改正前の第4号の規定は、電磁的記録の定義規定を設けておりましたが、今回改正しております条例第2号第1号のアの項に、電氣的記録の定義を加えておりますので、この部分を削除するものでございます。また、今回の法改正で条例で定めた事務においても、個人情報の情報提供等を行った場合の記録等について準用規定が設けられましたので、第9号においては番号法の第26条を準用する規定を加えてございます。

続いて、7条になります。7条につきましては改正後の条例第2条第2号で要配慮個人情報の定義規定を加えておりますので、改正前の第7条3項にあります説明文の要配慮個人情報を

改めております。

議案書の次に11ページをごらんください。

法第10条各号では個人情報非開示情報が規定されてございます。今回、旅券番号、パスポート番号ですね。免許証等などが個人情報に該当することを明確化した個人識別符号の定義規定を、条例第2条第1号にて加えておりますので、第16条の第2において本人以外の個人情報が含まれた個人識別符号を非開示とする改正を行ってございます。

次に、第29条の2改正になります。29条の2におきましては、作成した情報提供記録の条例第25条に基づく開示請求に訂正決定があった場合、その情報提供等の記録、提供の先などの訂正の通知をすることが規定されたものでございまして、条例で定める特定の事務においても、情報提供等の記録訂正等があった旨の通知をするということの改正するため、条例においても適用部分を改めるものでございます。

議案書12ページになります。

第30条第1項は、番号法第26条が新たに加えられたことによる条ずれとなっております。

最後に附則となります。

この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

以上で、柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

**これより議案第18号柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第19号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第4、議案第19号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正

する条例についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第19号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成30年8月に出された国の人事院勧告を踏まえ、職員及び任期付職員の月例給並びに勤勉手当の引き上げ等についての改正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長が説明しますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） それでは、議案第19号柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

13ページになります。

平成30年8月10日に行われた人事院勧告は、民間の賃金引き上げの動向を反映いたしまして、官民格差の是正のため公務員の給料表を、ボーナスの支給割合を引き上げる勧告を行っております。政府は、国家公務員の給与について人事院勧告どおり改正を行うことを決定し、柴田町においても同様の改正を行うものでございます。

議案書13ページをお開きください。

第1条になります。柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。平成30年4月1日適用の宿日直手当、勤務手当等の給料等の改正になります。第17条第1項の宿日直手当の改正です。改正前は勤務1回上限を4,200円としたものを、改正後は4,400円と200円を引き上げるものでございます。また、執務時間が午前8時30分から午後0時30分までの日に、宿日直勤務を命ぜられた者が、退庁時から引き続き行われる宿日直におきましては、改正前は勤務1回の上限を6,300円としていたものを、改正後は6,600円と300円を引き上げるものでございます。

次に、第19条第2項第1号の勤務手当になります。

一般職の勤務手当の支給割合につきましては、改正前は6月及び12月期ともに勤勉手当、基礎額の100分の90としていたものを、改正後は6月期100分の90、12月期100分の95とし、勤勉手当の年間支給割合を1.8月から1.85月、0.05引き上げるものでございます。

第2号は、再任用職員の勤務手当の支給割合についてでございます。6月期から12月期、と

もに100分の42.5としているものを、6月期100分の42.5、12月期100分の47.5として年間支給割合を0.85から0.9に、こちらも0.05月分を引き上げるものでございます。なお、当該支給割合は平成30年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

17ページから19ページの別記1が改正後、20ページから22ページの別記2が、改正前の行政職の給料表になります。400円から1,500円までの引き上げ幅となっております。平均改正率は0.2%増となっております。一番若い職員の1級の初任給につきましては、民間の格差があり是正するために、1,500円の引き上げを行っております。あわせて、若年層の職員の給料も1,000円程度改正が行われております。年齢や給料表の高い層につきましては、400円の引き上げを基本に改正が行われております。

柴田町職員の給与につきましては、月例給で平均660円を引き上げとなります。

続きまして、14ページにお戻りください。

平成31年4月1日適用の期末手当及び勤勉手当の改正になります。第18条第2項の期末手当になりますけれども、一般職員の期末手当の支給割合について、改正前は6月期100分の122.5、12月期には100分の137.5としたものを、改正後は6月期及び12月期ともに100分の130と改正したものでございます。同様に、第3項は再任用職員の勤務手当の支給割合についての6月期100分の65、12月期100分の80としたものを、6月及び12月ともに100分の72.5とするものでございます。なお、一般職、再任用職員ともに、改正前、改正後の年間支給割合には変更はございません。

次に、第19条第2項第1号の勤勉手当になります。一般職員の勤勉手当の支給割合につきましては、改正前6月期100分の90、12月期が100分の95とされたものを、改正後6月及び12月期ともに100分の92.5を改正するものでございます。同様に、第2号再任用職員の勤勉手当支給の割合につきましても、6月期100分の42.5、12月期100分の47.5を6月及び6月期ともに100分の45とするものでございます。

なお、期末手当の年間支給割合と同様、一般職員、再任用職員とも改正前、改正後の年間支給割合には変更はございません。

続きまして、15ページ。

第3条柴田町一般職の再任用職員の採用等に関する条例の一部を改正するものです。

第1条の一般職の給料の引き上げ改正と同時に、第7条給料に関する特例につきまして高度の専門的知識等を有する弁護士、大学教授、医師、歯科医師、薬剤師等で、任期を定めて採用する特定任期付職員の月額給料についても、引き上げの改正をするものでございますが、柴田

町には該当する職員はございません。

第4条柴田町少人数学級編制の実施に係る任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものでございます。

23ページ、別記3が改正後、24ページ別記4が改正前の給料表になります。宮城県人事委員会勧告による給与改正によるもので、柴田町は宮城県の小中学校の職員等の給与に準ずる設定を行っているために、合わせて改正するものでございます。

25ページ、附表になります。

第1項、第2項は施行の期日になります。第2条の規定は、平成31年4月1日から施行し、第1条、第3条及び第4条の規定は平成30年4月1日から適用となります。また、第1条の規定による改正前の給与条例により支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとするものでございます。

以上で、柴田町職員給与に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第20号 柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第5、議案第20号柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第20号柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、放課後児童クラブの対象児童を現行の小学校3年生から、6年生までに拡大するものです。また、延長時間及び学校の休業日のみを利用する場合の保育料を定めるものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） それでは、議案第20号柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

議案書27ページをお開きください。

今回の改正の概要ですが、放課後児童クラブの利用対象児童の学齢を、第3学年までの児童から第6学年まで利用できるように拡大すること、またこれまで利用者の要望に応じまして、土曜日の利用や長期休業日の利用、延長時間の設定とサービスを拡大してまいりましたが、運用形態がほぼ固まりましたので、それぞれの利用区分に合わせた保育料と加算額等につきまして追加設定するものでございます。

これまで柴田町子ども・子育て支援事業計画に基づき、第6学年まで受け入れ拡大できるよう教育委員会と協議を進めてまいりました。教育委員会及び学校の協力をいただきまして、放課後児童クラブ室等の確保並びに整備できましたことから、平成31年度から利用対象児童の学齢を第6学年まで拡大するものでございます。条例の改正に合わせまして、規則も改正することになりますので、議案第20号関係資料として添付させていただいております。

それでは、条例の改正です。

第3条対象児童になります。第1号で町内の小学校に在学する児童で、その保護者が労働等のため昼間家庭において保護を受けることができない者とし、改正前の第1学年から第3学年までの文言を削除することで、第6学年まで利用できるものに改正するものでございます。

議案第20号関係資料柴田町放課後児童クラブ規則の一部を改正する規則の1ページをごらんください。

対象児童を第6学年まで拡大することに伴いまして、一部定員を増員させていただきます。規則第2条第1項で、定員を船岡放課後児童クラブ100人、以下槻木90人、船迫90人、東船岡70人にそれぞれ増員するものです。

議案書27ページにお戻りください。

第6条保育料です。保育料に区分を設け、別表を定めました。保育料の額につきましては、次の28ページ、別記1別表第6条関係となります。区分としまして、保育料月額と学校休業日のみを利用する場合の保育料年額に分けております。金額は、児童1人当たり、保育料月額はこれまで同様3,000円となります。学校休業日につきましては、同じく児童1人当たり年額6,000円となります。

規則1ページ、第3条をごらんください。

学校の休業日についての規定を設けております。柴田町立学校の管理に関する規則第3条第1項第3号から第7号まで及び同規則第5条に規定する休業日としております。これは、いわゆる春休み、夏休み、冬休み及び振りかえ休日となります。学校休業日の利用は、これまでも試行として内規で実施してまいりましたが、今回条例に新たに定めるものでございます。

次に、議案書28ページ。

別記1別表第6条関係に戻っていただきまして、土曜日を利用する場合ですが、加算額としまして月額500円、学校休業日のみを利用する場合の加算額としまして年額1,000円になります。土曜日の利用につきましては、規則1ページ、第4条第2項第2号で土曜日の開所時間はこれまで午前9時から正午でしたが、午前9時から午後6時までと改正しております。

次に、議案書28ページに戻っていただきまして、延長時間を利用する場合の加算額になります。月額は500円とし、学校休業日のみを利用する場合は年額1,000円になります。延長時間の利用につきましては、規則2ページ、第4条第3項で保護者が希望し町長が必要と認めるときは、開所時間を延長することができることを定め、第1号で朝延長時間としまして土曜日及び学校休業日のみに限りませんが、午前8時から午前9時までと規定しております。

同じく同第2号で、夕延長時間としましてこちらは土曜日を除きますが、午後6時から午後7時までと規定しております。

なお、第20号関係資料2ページの柴田町放課後児童クラブ規則の一部を改正する規則第5条以降につきましては、入所関係の手續や関係する様式等をまとめるものと、指導員の名称を放課後児童支援員に修正する内容となります。

議案書29ページをお開きください。

附則となります。この条例は、平成31年4月1日より施行するものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第21号 平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約について

日程第7 議案第22号 平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約について

日程第8 議案第23号 平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事（電気設備工事）（債務負担行為）請負契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第6、議案第21号平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約について、日程第7、議案第22号平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約について、日程第8、議案第23号平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事（電気設備工事）（債務負担行為）請負契約について、以上3件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第21号平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）の請負契約について、議案第22号平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事（機械設備工事

(債務負担行為) 請負契約について、議案第23号平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事(電気設備工事) (債務負担行為) 請負契約についての提案理由を申し上げます。

北船岡町営住宅5号棟は、二本杉町営住宅建てかえ事業の一環で北船岡町営住宅4号棟の南側に新たに建設するものであります。既設予算に基づき、10月16日特別簡易型総合評価落札方式による制限付き一般競争入札の入札公告を行い、11月9日入札執行いたしました。

議案第21号につきましては、建築工事が対象となっております。入札参加者は株式会社サカモト、株式会社今野建設、株式会社四保工務店、株式会社本田組、株式会社松浦組の5者でありました。入札を執行した結果、株式会社松浦組と4億8,924万円で工事請負仮契約を11月13日に締結いたしました。

議案第22号につきましては、機械設備工事が対象となっております。入札参加者は、株式会社登勇管工設備、株式会社エコー設備工業、有限会社高美住設、株式会社白石ハウジングの4者でありました。入札を執行した結果、株式会社登勇管工設備と8,316万円で工事請負仮契約を11月13日に締結いたしました。

議案第23号につきましては、電気設備工事が対象となっております。入札参加者は笠松電気株式会社、株式会社新日電業商会、窪田電気工事株式会社の3者でありました。入札を執行した結果、笠松電気株式会社と5,832万円で工事請負仮契約を11月13日に締結いたしました。

3件の工事につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長(高橋たい子君) 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長(鈴木俊昭君) それでは、一括議題となりました議案第21号から議案第23号までの平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事請負契約案件3件に係る入札と契約に関する詳細説明をいたします。

北船岡町営住宅5号棟新築工事は建築工事、機械設備工事、電気設備工事に分離発注いたしますが、この3件全ての工事設計額が5,000万円を超えておりますので、指名委員会の内規により、施工能力などの価格以外の要素と価格を、総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付き一般競争入札を執行しております。なお、3件の落札者とは平成30年11月13日に仮契約を締結しております。

議案書31ページをお開きください。

まず、議案第21号平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約についてです。契約の内容についてですが、記の2、契約の方法は制限付き一般競争入札による契約で、3の契約の金額は消費税を加算して4億8,924万円となりました。4の契約の相手方は、株式会社松浦組です。

入札の結果を説明をいたしますので、別冊議案第21号、22号、23号関係資料、工事請負契約案件資料の1ページをごらんください。

入札参加者は、参加資格を県南地域の4市9町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた企業を確保する観点から、建設業法による県の建築一式の総合評価値が800点以上であることなどを条件として制限をし、参加を求めた結果、表のとおり町内業者3者、町外業者2者の計5者から申請がありました。この入札参加申請のあった5者について、11月6日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することと認めております。

2ページをお開きください。

入札結果調書になります。

入札執行日は11月9日、予定価格は消費税抜きで4億8,819万9,000円、最低制限価格は消費税抜きで4億5,215万2,000円です。工期は議決日の翌日から平成32年2月28日までとなります。

落札者決定までの経過を下の表で説明いたします。この表にあります評価基準に従い、入札者を評価したのですが、配点については価格以外の評価点Aが10点、価格評価点Bが90点となり、総合評価点AプラスBの満点で100点となります。まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点、それぞれ記載のとおりですが、3番の株式会社四保工務店と5番の株式会社松浦組が満点の10点、1番の株式会社サカモトと2番株式会社今野建設と4番株式会社本田組が1点となりました。

次に、価格に関する評価では、1番の株式会社サカモト、3番の株式会社四保工務店、4番の株式会社本田組、5番の株式会社松浦組の4者の入札価格が、予定価格と最低制限価格の範囲にあることから、総合評価の対象となりました。最低入札価格4億5,300万円に応じた株式会社松浦組に、価格評価点として満点の90点を配点し、総合評価の対象となったほかの3者は株式会社松浦組の入札価格に応じた価格評価点を計算し、株式会社サカモトは86.56点、株式会社四保工務店は88.06点、株式会社本田組は84.94点となりました。総合評価の結果は合計で、5番の株式会社松浦組が100点、3番の株式会社四保工務店が98.06点、1番の株式会社

サカモトが87.56点、4番の株式会社本田組が85.94点となり、総合評価点の高い株式会社松浦組が落札者となりました。

次に、議案第22号平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事（機械設備工事）（債務負担）請負契約についてです。

議案書に戻っていただきまして、33ページになります。

契約の内容についてですが、記の2、契約の方法は制限付き一般競争入札による契約で、3の契約の金額は消費税を加算して8,316万円となりました。4の契約の相手方は、株式会社登勇管工設備です。

入札の結果を説明いたしますので、別冊の工事請負契約案件資料の3ページをごらんください。

入札の参加者は地元企業等の参加に配慮し、参加資格を県南地域の4市9町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する一般建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた企業を確保する点から、建設業法による県の機械設備工事一式の総合評価値が750点以上であることなどを条件として制限をし、参加を求めた結果、表のとおり町内業者3者、町外業者1者の計4者から申請がありました。この入札参加申請のあった4者について、11月6日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することと認めております。

4ページをお開きください。

入札結果調書になります。

入札執行日は11月9日、予定価格は消費税抜きで8,415万1,000円、最低制限価格は消費税抜きで7,683万6,000円です。工期は議決日の翌日から平成32年2月28日までとなります。

落札者決定までの経過を下の表で説明いたします。この表にあります評価基準に従い、入札者を評価したのですが、配点については価格以外の評価点Aが10点、価格評価点Bが90点となり、総合評価点AプラスBの満点100点となります。まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点、それぞれ記載のとおりですが、1番の株式会社登勇管工設備と3番の有限会社高美住設が8点、2番の株式会社エコー設備工業が7点、4番の株式会社白石ハウジングが4点となりました。

次に、価格に関する評価では、4者の入札価格とも予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから、総合評価の対象となりました。最低入札価格7,700万円で応札しました株式会社登勇管工設備に、価格評価点として満点の90点を配点し、総合評価の対象となったほかの3者は

株式会社登勇管工設備の入札価格に応じた価格評価点を計算し、株式会社エコー設備工業は87.17点、有限会社高美住設は86.41点、株式会社白石ハウジングは85.77点となりました。総合評価の結果は合計で、1番の株式会社登勇管工設備が98.00点、3番の有限会社高美住設が94.41点、2番の株式会社エコー設備工業が94.17点、4番の株式会社白石ハウジングが89.77点となり、総合評価点の高い株式会社登勇管工設備が落札者となりました。

最後に、議案第23号平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事（電気設備工事）（債務負担行為）請負契約についてです。

もう一度議案書に戻っていただきまして、35ページになります。

契約の内容についてですが、記の2、契約の方法は制限付き一般競争入札による契約で、3の契約の金額は、消費税を加算して5,832万円となりました。4の契約の相手方は笠松電気株式会社です。

入札の結果を説明いたしますので、別冊の工事請負案件資料の5ページをごらんください。

入札参加者は、地元企業の参加等に配慮し、参加資格を県南地域の4市9町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する一般建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた企業を確保する観点から、建設業法による県の電気工事一式の総合評価値が700点以上であることなどを条件として制限をして、参加を求めた結果、表のとおり町内業者1者、町外業者2者の計3者から申請がありました。この入札参加申請のあった3者について11月6日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することと認めております。

6ページをお開きください。

入札結果調書になります。

入札執行日は11月9日、予定価格は消費税抜きで5,843万9,000円、最低制限価格は消費税抜きで5,302万2,000円です。工期は議決日の翌日から平成32年2月28日までとなります。

落札者決定までの経過を下の表で説明いたします。この表にあります評価基準に従い、入札者を評価したのですが、配点については価格以外の評価点Aが10点、価格評価点Bが90点となり、総合評価点AプラスBの満点で100点となります。まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点それぞれ記載のとおりですが、1番の笠松電気株式会社が満点の10点、2番の株式会社新日電業商会在7点、3番の窪田電気工事株式会社が5点となりました。次に、価格に関する評価では、1番の笠松電気株式会社、2番の株式会社新日電業商会、3番の窪田電気工事株式会社の3者の入札価格が、予定価格と最低制限価格の

範囲内にあることから、総合評価の対象となりました。最低入札価格5,400万円で応札しました笠松電気株式会社に価格評価点として満点の90点を配点し、総合評価の対象となったほかの2者には、笠松電気株式会社の入札価格に応じた価格評価点を計算し、窪田電気工事株式会社は87.41点、株式会社新日電業商会は86.17点となりました。総合評価の結果は合計で1番の笠松電気株式会社が100点、2番の株式会社新日電業株式会社が93.17点、3番の窪田電気工事株式会社が92.41点となり、総合評価点の高い笠松電気株式会社が落札者となりました。

以上、入札と契約に係る内容について説明となります。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 続きまして、工事概要を申し上げたいと思います。

工事請負費契約案件資料7ページをお開きください。

まず、図面については左上に案内図を示しております。これまで1号棟10階建て59戸、2号棟8階建て47戸、3号棟7階建て62戸の建築、そして4号棟3階建て29戸につきましては間もなく竣工を迎える運びとなっております。

今回は、赤い色で区域を示しておりますが、こちらの場所が5号棟の建築の場所となります。右上の外観イメージ、南立面図ということで、これは白石川方面から眺めたイメージということになります。

それでは、建築の概要ということで右下の表で申し上げます。

最初に構造でございます。鉄筋コンクリートづくりの3階建てです。敷地面積が1,771.21平方メートル、建築の規模につきましては建築面積772.95平方メートル、延べ床面積が1,656.99平方メートルとなります。整備戸数です。総数については20戸になります。内訳としまして1LDKが9戸、2LDKが5戸、3LDKが6戸です。工期につきましては、契約締結日の翌日から32年2月28日までとしております。建物の仕様でございます。4号棟同様、視覚障がい者対応ということで、誘導ブロックや外部、廊下の手すりを設置いたします。内部階段は1カ所、外部階段についても1カ所設置いたします。次に、エレベーターについては13人乗りでございます。電気は4号棟同様、5号棟についても共用部の非常用照明も含めLED化しております。駐輪場は30台収容可能となります。

続いて、左下の工事内容です。主なものを記載してございます。建築工事の概要になりますが、本体工事一式となりまして、くい工事ですが、現場打ちぐいになります。直径1.6メートル、深さが40メートルを18本予定してございます。当然、くいを打った後は掘削などの土工事が入った後、躯体コンクリートを打設を行って、建具、塗装、内装、エレベーターなどが主な

工事内容ということになります。

続いて、機械設備です。

衛生器具、これは用便器です。洗面化粧台、さらに給排水設備や受水槽などが内容でございます。それから、電気設備です。これは今回の建物にかかわる電気設備を総称して電気工事としております。一般的な工事としては照明、インターホン、分電盤、テレビの共同受信設備、自動火災報知器などがございます。

次に、8ページをお開きください。

上の図が1階の平面図になります。それで、図面の上側がイオン側ということになりまして、左側がエントランスホールになります。エントランスホールを入りますとすぐにエレベーター13、E V 13という表示があります。これがエレベーターでございます。ちょっと字が小さいので大変申しわけないんですが、エレベーターの表示ということでございます。さらに、30台の駐輪スペースを設けています。この玄関ホールを通過して1階には1LDKが3戸、2LDKが1戸、3LDKが2戸となり、1階フロアは6戸となります。1LDKの部屋につきましては、リビングダイニングのほかに6畳の和室を1つ加えて1LDKとなります。2LDKの間取りにつきましてはリビングダイニングに和室6畳、4畳半の洋室を加えて2LDKとなります。3LDKの間取りについてですが、12.5畳のリビングダイニングに6畳と6.1畳の洋室2つ、和室が6.1畳1つとなるものがございます。

8ページの下側がピットの平面図となりまして斜線部分に、床下に配線とか給排水の配管があるということがございます。また、ピット平面図の丸の破線で表示していますが、くいということになります。基礎ぐいですね。

それでは、9ページをごらんください。

図面の下になりますが、これが2階と3階の間取りになります。1階は駐輪場スペースがあったのですが、2階3階にはございませんので、2LDKの部屋が1つふえます。2階と3階フロアについてはそれぞれ7戸ということになります。

次に、10ページをごらんください。

図面の一番上が南立面図、これは白石川方向から見たもの、真ん中が北立面図でイオン側から見たものがございます。それから、一番下の東西方向からの図面です。1号棟から4号棟同様に5号棟についても5という数字を示すということで、入れてございます。それから、南と北の立面図に建物の横幅が記載してございます。長さは、非常階段を除くと51.6メートルでございます。また、高さについては4号棟と同様になります。屋根までの高さについては11.35

メートル、奥行きについてはバルコニーと通路口を除いて10.5メートルとなります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） ただいまの議案第22号機械工事の補足説明で、財政課長より訂正の申し出がありましたので、これを許します。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 大変申しわけございません。

議案第22号で、入札参加者の中で建設業法による県の機械設備工事一式の総合評価値750点以上とお話しさせていただきましたが、実際訂正させていただきました。建設業法による県の管工事の総合評価値が750点以上ということでございます。訂正をお願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。**質疑は一括といたします。質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

まず、21号、22号、23号共通して中身について、入札の評定についてお聞きしたいことがあります。これの中の各項目、同じなんですけど、評定の中に2番目、配置技術者の能力というところがあるんですけど、これはどういうものをもって能力というのかについて、建築設備、電気、機械について、その中身について教えていただきたいと思います。

それからこの図面の平面図、7ページなんですけど、これの5号棟の駐車スペースについて、どの辺を考えているのか、その駐車スペースについて教えてもらいたいと思います。

それと、同じ8ページ、9ページになるんですけど、トランクルームのトランクの数なんですけど、全部計算すると15トランクになるんですけど、居室は20あるということなんですけれども、これはその中で抽せんという形でいくんですか。それとも、どういう形で20戸の中から選ぶかという点について教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 1点目でございます。

配置技術者能力、ちょっとお時間いただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 次、2点目、3点目、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） トランク、大変申しわけありません。

最初に駐車場です。駐車場については、平面図の表記が大変わかりづらくて申しわけなかったんですけど、建物の北側、イオン側に30台キープしているということでございます。

それから、トランクルームについてはそれぞれ階ごとに戸数分用意してございます。2階と

3階共通の図面だったので、20戸分あるということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私の図面が違っているのか、トランクルームの数と部屋の数、合わないんですけども、合います。トランクルームのトランクというのは一番西側の壁にくっついている5つの箱というのと違うんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（水戸英義君） まず、8ページでございます。

8ページにつきましては、1階が6戸でございますので、壁際に5戸、階段の脇に1つということでございます。大変誤解を招いて大変申しわけありません。1つだけ離れてしまっているんで、ちょっとわかりづらかったかなということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうすると、2階、3階のものも階段下を1戸使うということ、そういうイメージでいいですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（水戸英義君） 2階、3階は階段の下ですか。左側の壁際に4つ、それから南側に3つということで、大変申しわけありません。（「了解しました」の声あり）

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 秋本議員と同じで、この配置技術者の能力についてということで同じ問いです。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

先ほどの秋本議員の、暫時休憩いたします。

ただいまから休憩いたします。

11時、再開いたします。

午前10時43分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

議案第21、22、23号で保留となっております配置技術者の能力について答弁の申し出があ

りましたので、これを許します。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 大変申しわけございませんでした。

配置技術者能力の基準でございますが、当該工事の改札日の属数年度の直前10カ年及び入札公告日までに完成し、引き渡し完了した国、県、県内市町村の発注の5,000万円以上の建築工事であれば建築工事、機械設備工事であれば機械設備工事、電気工事であれば電気工事の主任、経験した主任または監理技術者がいるかどうかということで点数をつけております。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

同じく、価格以外の評価項目に労働福祉もありますよね。1つの業者だけがゼロなんですけど、今労働福祉はどこまでのものを求めているんでしょうか。説明願います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 労働福祉につきましては、建設業退職金共済制度及び退職一時金制度または企業年金制度の導入をしているかしていないかということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号平成30年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅5号棟新築工事（電気設備工事）（債務負担行為）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第24号 指定管理者の指定について（柴田町駐車場及び柴田町自転車駐車場）

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第24号指定管理者の指定について（柴田町駐車場及び柴田町自転車駐車場）についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第24号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

現在、指定管理者制度により管理している駐車場及び自転車駐車場の8施設について平成31年3月31日で指定期間が満了することから、引き続き地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、同年4月1日から施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。

柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等関係規定に基づき指定の準備を進めてまいりましたが、指定管理者選定委員会で審議された結果を踏まえ、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） それでは、議案書37ページでございます。

議案第24号指定管理者の指定についてです。ただいま、提案理由で申し上げましたとおり、駐車場及び自転車駐車場合わせて8施設になります指定管理者の指定についてです。平成26年4月1日から5年間の指定期間で、現在指定管理を行っております。平成31年3月31日をもって指定期間が満了することから、地方自治法の規定に基づきまして平成31年4月1日から改めて指

定管理をお願いするものでございます。

それでは、お配りしています関係資料で説明したいと思います。

最初に、資料の1番でございます。指定管理者業務の範囲についてです。船岡駅南と北、榎木駅東と西、それぞれ駐車場と自転車駐車場があります。合わせて8施設です。8施設の使用許可及び制限に関する業務、次の管理施設同じく8施設の使用にかかわる使用料金に関する業務、以下記載のとおり業務を範囲としております。

次に、2番目です。指定管理者候補者の選考までの経緯をお話ししたいと思います。平成30年10月4日に指定管理者選定委員会を開催していただきまして、公募基準の審査をいただきました。平成30年10月15日に公募の告示をいたしまして、同時にお知らせ版及びホームページ上でも掲載しております。10月15日から11月15日までおおむね公募期間1カ月と決めまして、指定管理者の公募をしております。11月6日に申請希望者に対する説明会を開催してございます。参加者につきましては2団体が参加しております。1法人、公益社団法人柴田町シルバー人材センターと民間企業の1件でございました。公募期間に合わせて、10月15日から11月15日の間を申請書の受理期間としておりましたが、11月8日に1法人、公益社団法人柴田町シルバー人材センターより申請書が提出されましたので、受理しております。11月20日に、指定管理者選定委員会におきまして申請者であります公益社団法人柴田町シルバー人材センターによるプレゼンテーションを受けまして、同日指定管理者候補者の選定を行っております。11月21日には、公益社団法人柴田町シルバー人材センターには通知を申し上げ、11月28日公益社団法人柴田町シルバー人材センターと指定管理者仮基本協定書の締結をしたところでございます。

3番目です。審査結果についてです。平成30年11月20日に開催した第3回柴田町公の施設にかかわる指定管理者選定委員会において、柴田町駐車場及び自転車駐車場施設の指定管理者候補者の選定が行われました。審査結果については下記のとおりでございます。選定団体公益社団法人柴田町シルバー人材センター。選定の理由です。審査基準の平均点を上回る点数であったこと、また多方面にわたり熟練した方が会員となっておりまして、簡易な施設の修繕等について自社内で迅速な対応ができる。例えば、管理施設にちょっとした傷みがあった場合、技術者がいますので、すぐに外注することなく直すことができるといったところでございます。経験者がいるということですね。みずから手をかけて、利用者の安全をすぐに図ってくれる手だてをしてくれるといったプレゼンテーションもなされてございます。

3点目ですが、平成18年度から過去3回の指定管理者の実績を有してございます。1回目につきましては平成18年から平成20年までの3年間、2回目につきましては平成21年から5年間、

3回目が本年度までの5年間と合わせて、通算13年の指定管理としての実績を有してございます。さらなるサービスの向上が見込めるものということが理由になってございます。

裏面をごらんください。

こちらの審査基準でございます。5つの審査基準に対しまして8つの審査項目それぞれ1点から5点までの5段階評価にて審査をしていただきました。採点集計表をごらんください。審査基準点の平均合計点24点に対しまして最低平均点の合計点数27.4点となっております。全ての審査項目において、審査基準が平均以上でございました。

それでは、議案書類にお戻りください。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございます。船岡駅南駐車場、船岡駅北駐車場、槻木駅東駐車場、槻木駅西駐車場、船岡駅南自転車駐車場、船岡駅北自転車駐車場、槻木駅東自転車駐車場及び槻木駅西自転車駐車場となります。

指定をしようとする法人その他の団体です。公益社団法人柴田町シルバー人材センターでございます。指定の期間につきましては平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番舟山彰君。**

○15番（舟山 彰君） 舟山です。

1点だけ。選定の理由の2番目で簡易な施設の修繕等については、自社内にて迅速な対応を行えることということで、課長も利用者へのサービスという点ではいいという意見というか、私もそれは思ったんですが、簡易などと言っても、部品を補助するとか費用というのは全くかからないということなんですか。そういう場合に、後から町に請求するということなんですか。もしも、これを外部の業者に頼めば人件費から何からこうなるんですけれども、ふだんこういうちょっとしたこと的时候は人材センターの人がやるから、町には後でちょっとかかった部品代だけが請求されるのでしょうか。

なぜ私がこのようなことを聞くかという、観光物産協会、太陽の村の指定管理になっていて、一度赤字になったときに小泉会長が私に言ったことあるんですよ。どうしても町に書類を出したりすると時間がかかるために、観光物産協会が修理をして、その分金もかぶったという言い方、それが今年度の赤字になりましたということを言われたことがありますので、ふだん駐車場及び自転車の管理でシルバー人材センター、その辺どのようにしているのかちょっと聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 修繕した場合、確かにわずかなものでしても少しはものがかかるといふ状況もあります。修繕については10万円までについてはシルバー人材センターのほうで私どもに連絡があれば修繕できるということで、募集要項あるいは管理協定の中に含まれてございます。部品も当然含んでいるということです。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 同じく、関係資料の中でお聞きしたいことがあります。これはできる範囲、話せるならということでお話ししたいんですけども、説明会のところに参加者2者あって民間業者が1件だということなんです、申請書を出したのは1者ということで民間業者は、どういふ理由でそこができなかったのか。もしわかれば教えていただければと思います。

それと、裏面の2ページの評価なんです、これは利用者の評価というのがこの中に含まれていないのか。含まれているとすれば、どういふ形で利用者の評価、利用者の声というのを組み入れているのかをお聞きしたいと思います。

集計表の一番上のところに、住民の平等な利用の確保とあるんですが、私はちょっと受けると、全員が平等な扱いを受けているのかなと思ったものですから、これがなぜあえてここに入ってくるのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） なかなか、1問目については私、答えにくい部分もありますけれども、聞いたところによりますと裏面2ページ目、ごらんいただきたいんですけども、高齢者雇用というところで、若干手だてができないかもしれないということをお話を聞いています。

それから、2点目、利用者の評価ということですけども、プレゼンテーションの中でもございましたが、実は利用者に対するサービスの向上という部分で、シルバーのほうでは、ずっとシルバーでしたので、利用者アンケートを実施しているんだそうでございます。それにあったもので、実は不足していたものはシルバー内で検討してできるかどうかということも、やっているということでお伺いしています。

3番目、平等という観点からということですが、当然申請すれば誰でも利用できるという意味では、確かに平等の確保というのは、あるいは応接というところも含めまして、平等な利用

の確保という、例えば人によって、誰々さんだから近くに置けとか誰々さんだからという、例えば利用上の区別をすとか、そういうことじゃなくて同じ利用体系、同じサービスを提供しているという意味で。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。

アンケート調査をされているということで納得したんですが、ただそのアンケートの中身について、どのようなアンケートなのかということは、発注するほうが当然知って、中身について知っていかなければいけないと思いますので、中身については町側でも把握していただきたいと思います。

それと、平等な利用の確保ということなんですが、そういう形で平等に利用するのであれば、ここは5.0になっても不思議でないと思うんですが、それが3.6ということはどこか不平等なところがあつたと判断されたんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） プレゼンテーションの内容になるんですが、例えば待遇、同じように待遇を受けた職員がどう対応すとか、そういうところもございました。同じ、途中から入ってきた人は同じように受けていないとか、そういう部分もございました。あるいはこれも言いにくいですが、窓口対応で同じ箇所にいればある程度マンネリ化してしまう。例えば、顔見知りになった人とお話ししてという部分では、何かお話をしている人が来たときにすぐに対応できなかったとか、そういう点も加味して反省点として挙げられていたようでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論なしと認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これより議案第24号指定管理者の指定について（柴田町駐車場及び自転車駐車場）の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第25号 平成30年度柴田町一般会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第10、議案第25号平成30年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第25号平成30年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、小中学校の児童生徒の熱中症予防や良好な学習環境を確保するための小中学校空調設備整備工事エアコン設置を初め、学校給食センターファンルーム改修工事、庁舎教育委員会事務室改修工事及びふるさと柴田応援推進事業に要する経費等について補正するものです。

これらの財源として、国県支出金及び基金繰入金等の補正を行っております。あわせて債務負担行為の追加、変更並びに地方債の追加、変更を行うものでございます。

これらによります補正額は8億5,636万6,000円の増額となり、補正後の予算総額は133億7,153万8,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書39ページをお開きください。

議案第25号平成30年度柴田町一般会計補正予算です。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億5,636万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億7,153万8,000円とするものです。

主なものについてのみ説明させていただきます。

43ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正です。追加と変更です。追加は次のページにかけて40件となりますが、これらはいずれも平成31年度当初から遅滞なく事業を執行するために、今年度中に契約行

為などの事務手続を行うため、記載のとおり期間及び限度額の設定をするものです。

次のページになります。

変更1件です。委託料確定に伴う限度額の減額です。

次のページをお開きください。

第3表地方債補正です。追加1件と変更1件となります。追加は、町内小中学校9校に新たにエアコンを設置するための学校教育施設整備事業費として6億6,470万円を追加いたします。変更は、事業費の変更による防災・安全社会資本整備事業費として、工事費の減額に伴い810万円の減額となります。

49ページをお開きください。

歳入です。

主なものについてのみ説明をさせていただきます。

15款1項1目民生費国庫負担金1節国民健康保険保険基盤安定負担金41万2,000円の増は、交付決定見込みによるものです。

4節児童福祉費負担金1,131万8,000円の増は、保育給付費の見込みによる子どものための教育・保育給付費国庫負担金の増額補正となります。

2項4目商工費国庫補助金1節東北観光復興対策交付金1,560万円の減は、交付金額確定によるものです。

6目教育費国庫補助金5節学校施設環境改善交付金6,828万7,000円の増は、町内小中学校にエアコン設置に伴う交付決定見込みによる増額補正となります。

16款1項1目民生費県負担金1節国民健康保険保険基盤安定負担金1,299万6,000円の増は、国庫支出金と同様に交付決定見込みによる増額補正となります。

次のページとなります。

5節児童福祉費負担金278万7,000円の増は、国庫支出金と同様に保育給付費の交付決定見込みによる増額補正となります。

17款2項1目不動産売払収入1節土地売払収入1,008万3,000円の増は、船岡字新田地内の大沼通線の残地についての売却額を計上しております。

次のページになります。

19款1項2目基金繰入金につきましては、財政調整基金から補正財源として9,172万円を繰り入れするものです。これによります財政調整基金の残高は、10億8,138万2,264円となります。

22款1項2目土木債2節防災・安全社会資本整備事業債810万円の減は、先ほど地方債補正

で説明しましたとおり、事業費変更に伴う補正計上となります。

6目1節学校教育施設等整備事業債6億6,470万円の増は地方債補正で説明しましたとおり、町内小中学校9校へのエアコン設置に伴う補正計上です。

次に歳出です。

歳入と同様に主なものについてのみ説明させていただきます。

初めに、各科目にわたり給料、職員手当等共済費の職員人件費の増額または減額補正を行っております。これにつきましては、主に今回の柴田町職員の給料に関する条例等の一部を改正する条例の施行等に伴うものです。

53ページになります。

2款1項2目企画管理費では、8節報償費5,260万4,000円、13節委託料1,924万8,000円、14節使用料及び賃借料183万円をそれぞれ増額しています。今後のふるさと柴田応援寄附金の増額を見込み、返礼品や業務委託、決済システム利用料の経費を補正計上するものです。

次のページになります。

5目財政財産管理費15節工事請負費2,381万6,000円の増は、庁舎3階の教育委員会事務室改修工事及び旧羽山荘施設解体工事に要する経費を計上しております。

56ページをお開きください。

4項3目宮城県条例制定直接請求費32万7,000円の増は、宮城県条例制定直接請求署名簿審査事務費に要する経費を計上しております。

次のページになります。

3款1項1目社会福祉総務費28節繰出金1,887万7,000円の増は、国民健康保険事業特別会計へ保険基盤安定分等としてルール分の繰り出しを行うものです。

次のページになります。

5目障害者更生援護事業費20節扶助費258万5,000円の増につきましては、補装具費支給の増による増額補正です。

次のページになります。

2項5目保育所費7節賃金では、臨時保育士賃金等が1,492万1,000円の減となっています。これは、任期付き保育士が増員されたことなどによる減額となります。

次のページになります。

7目障害児通園事業費むつみ学園13節委託料196万8,000円は、平成31年度からむつみ学園の運営を民間委託するよう進めておりますが、円滑に移行できるよう今年度内の業務について委

託料を補正計上しております。

8目施設給付費19節負担金補助及び交付金1,477万7,000円は、地域型保育給付費を補正計上するものです。

次のページになります。

4款1項5目健康推進総務費19節負担金補助及び交付金のうち、仙南夜間初期急患センター運営経費収支差額負担金では、負担基準に基づく平成29年度精算分として441万6,000円を補正計上しております。

次のページになります。

4款2項1目じん芥処理費13節委託料242万5,000円の減は、ごみ収集委託料の確定に伴う減額補正となります。

次のページになります。

7款1項2目観光整備費11節需用費から18節備品購入費までの白石川堤「一目千本桜」ブランド化事業1,727万6,000円の減は、東北観光復興対策交付金事業の減額により補正計上するものです。

65ページをお開きください。

8款2項2目道路維持費13節委託料と15節工事請負費については、防災安全社会資本整備交付金事業、道路補修事業の予算の組み替えに伴う補正となります。

4項3目公共下水道費28節繰出金452万7,000円の増は、公共下水道事業特別会計への繰出金の増額について補正計上しております。

次のページになります。

10款1項2目教育管理費13節委託料のうち、小中学校空調設備整備工事管理業務委託料1,850万円及び15節小中学校空調設備整備工事6億9,120万円の増については、町内小中学校9校にエアコン設置するための経費を補正計上するものです。

69ページをお開きください。

5項社会教育費4目図書館費11節需用費の修繕料234万円の増は、図書館の入り口及びカウンターの修繕に要する経費を計上するものです。13節委託料574万3,000円の増は、図書館用地として取得した土地の樹木伐採処分業務委託料として、15節工事請負費748万9,000円の増は、取得した土地を当分の間駐車場として活用するための整備工事に要する経費を補正計上するものです。

次のページをお開きください。

6項2目15節工事請負費121万円の増は、館山テニスコート部分改修工事に要する経費を補正計上するものです。

3目15節工事請負費においては、給食センターのファンルームを改修するための経費を補正計上しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入を一括といたします。

歳出については、まず1款議会費52ページから4款衛生費62ページまで、次に6款農林水産業費62ページから10款教育費70ページまでといたします。

なお、質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

まず、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 45ページの債務負担の変更のところですね。給食センター関係。これは、限度額が1億1,603万1,000円から補正後は限度額が8,449万3,000円と。これ、課長の説明では、委託料が確定のためということありますけれども、約3,100万円ほど限度額が変わったということは、町で考えていたよりも委託料が結局安く済んだという考え方なのか、町がそう低く抑えたのか。ちょっとその点聞きたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回、学校給食センターの調理業務委託ということで、新たに30年8月から33年7月までの3年間、入札を行って業者を選定いたしました。その際、入札において新たに業者となった事業者さんの価格が、こちらで想定した金額よりも低かったということで今回変更になっております。あくまでも、入札においての価格でこういう価格になっているということです。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これで、総括と歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、52ページの議会費から62ページの衛生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

11番安部俊三君。

○11番（安部俊三君） 1点だけお伺いします。54ページ、工事請負費、庁舎教育委員会事務室改修工事、何か特別な理由があつての改修工事なのか。その辺お尋ねいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 今回の教育委員会改修工事につきましては、今教育委員会がある事務所と隣に大会議室がございます。その大会議室を合わせて教育委員会の部屋に改修するもので、そこに新たに今船岡公民館にありますスポーツ振興課をこちらに入れるというか、移動させて、そのための改修工事を行う費用でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。

ほかにありますか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

53ページの2款総務費1項総務管理費2目企画管理費8節、それから13節、14節、先ほど説明、ふるさと柴田応援寄附金ということで説明はあつたんですが、直近の寄附金額は幾らになっていますか。

それから54ページの今の安部議員の質問と同じです。もう少し詳しく、大会議室を教育委員会にするということはどのような形になるのでしょうか。面積もどのくらいになるのか。それから、スポーツ振興課が抜けた船岡公民館は、じゃあどういうふうになるのでしょうか。もう少し詳しい説明をお願いします。

それから、同じ15節工事請負費に旧葉山荘施設解体工事も載っています。いつどのように解体するのか。その後はどうなるのか伺います。

それから、これさっき説明になりましたかね。それから、58ページ、3款民生費1項社会福祉費6目老人保護措置事業費20節扶助費で、老人保護措置費が出ていますが、詳しい説明をお願いします。

それから、59ページ、3款民生費2項児童福祉費6目児童館費の説明のところを見ると、各児童館、かなりマイナスにはなっているんですが、これは単に職員の人事院勧告によるものなのかどうかを伺います。

それから、60ページの同じく児童福祉費の中の8目施設給付費19節負担金補助及び交付金で地域型保育給付費、先ほども説明はあつたんですけれども、もっと詳しい内容をお願いします。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） ふるさと納税に係る直近のデータということで、11月末

現在のデータでお話しいたします。今年度11月末現在が寄附金額9,087万円です。件数にして4,236件になります。ちなみに、昨年度ですけれども、平成29年度同じ11月末現在で寄附金額が4,963万8円です。件数が2,740件でした。ということで、昨年度に比べますと4,123万9,992円の増になってございます。

○議長（高橋たい子君） 次に、財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 最初に、教育委員会の事務室改修工事についての詳細説明をさせていただきます。

今現在教育委員会の部屋がございまして、それと大会議室の大きさはほぼ同じです。ですから、面積は2倍になります。教育長室が今ちょっと狭いので、教育長室も2倍の面積にして、いわゆる4分割にします。教育長室を1つ、教育総務課、生涯学習課、スポーツ振興課とミーティングルームという形と4分割をして改修するものでございまして、向かい側に職員厚生室が、男子のがありますが、大会議室がなくなるものですから、新たに会議室を男性のほうの厚生室だけ会議室に改修します。女子厚生室は残します。

以上でございます。

あと、残った船岡公民館につきましては地区公民館として、西住公民館とか船迫公民館のように、地区公民館として残るということでございます。

あと、旧葉山荘につきましては解体は、当然この議会議決していただいて入札して年度内に終わらせる予定でございまして、いわゆる整地というか、更地にする予定でございまして。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 続いて、福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 老人保護措置費事業費124万円の増額でございまして、こちらは現在入所しております老人の加算分の増額という形になります。入所してから2年目から障害者分の加算が対象となりますので、昨年新しく入所された2名の高齢者の方が障がい者でございましたので、その分の障害者加算分を計上させていただいたものでございまして。

○議長（高橋たい子君） 次に、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 59ページ、3款2項6目児童館費の減額でございましてけれども、主に臨時職員ということで、実はここで一番大きいのは、柴田放課後児童クラブということになりますけれども、こちらで想定していた利用人数より少ないということで、そちらの臨時職員も少なく済んだということで減額させていただいたものでございまして。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） もう1点、地域型保育給付費の関係で子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 申しわけございません。

60ページの8目施設給付費になりますけれども、こちらにつきましては小規模保育施設等新たに増設したことによりまして、あと定員を一部増員になったということも見直しがありまして、そちらの給付金が多くなったということになります。

よろしくをお願いします。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 最初に、ふるさと柴田応援寄附なんですけど、かなり昨年度より増額になっているんですけど、何か頑張ったこととかあるんですか。どのような理由でふえたと考えていらっしゃいますか。

それから、教育委員会の事務室改修工事なんですけど、もともと狭くて大変だというのは見ていてわかっていたんですけど、今回踏み切ることになった一番大きな原因とか、何かあるんでしょうか。そうしますと、4つに分けて、例えば教育長室なんかも広くなれば、あそこがある意味きちっとした応接室のような、外から見えた方もそこでいろいろお話ししたりとか、そういうふうにも使えるものなんじゃないでしょうか。大体いつごろ完了を予定していらっしゃるんでしょうか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初にまちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） なかなか、ふえた要因ということを知ることは難しいところはあるわけなんですけれども、今回昨年度までやっていました新聞広告、さらに大きなスペースで首都圏に掲載したと。今月も1回やりましたし、来月もう1回やることを予定しております。それから、ふるさと情報誌ということで、結構シェアの大きいところの雑誌に掲載したりもしております。そういったPRもある程度効果がありまして、柴田町に寄附したいという方がふえていらっしゃるのではないかと思います。

○議長（高橋たい子君） 次に、財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 教育委員会の事務室については、やはり白内議員おっしゃるとおり、手狭でございました。そのためにやはり広くということで場所を選定したところ、隣の大会議室と合体するのが一番ベターではないかということで、そのようにさせていただきたいと提案させていただいております。当然、教育長室も広く、今の2倍の面積、当然その中でミーティング等もできるような形にしておりますので、よろしくをお願いします。

完成予定は3月予定でございます。

○議長（高橋たい子君） 補足を、町長。

○町長（滝口 茂君） 今回、総合体育館の資料、12月11日にお出しする、そのときには、スポーツ振興課、都市計画課、財政課、教育総務課、その都度打ち合わせを行って資料作成をしております、私も一々スポーツ振興課を呼び出してということで、連携は十分とっているんですが、よりスピーディーに、庁内にいけば情報を共有しているんなプロジェクトに早目に対応できるのではないかと考えております。また、歩くということにつきましても、連携が足りないというご指摘もございましたので、本庁に吸収することでより連携が深まるということで来年度からこの庁舎で対応するというようにした次第です。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうしますと、船岡公民館は代行委員さんを常に置いておくという形になるんですか。どのような運営になるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 現時点では、2名の臨時職員を置くということで考えております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

次に、62ページの農林水産業費から70ページの教育費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。

1点目は、63ページの下の方の観光整備費、中の白石川堤「一目千本桜」ブランド化事業1,728万6,000円マイナスということで、先ほど課長は交付金減額ということだったんですが、財源のところを見ると国県支出金がマイナス1,560万円、一般財源がマイナス167万6,000円で、合わせると1,728万6,000円ですが、これ交付金減額ということは国から、歳入のところを見ると交付金が減額になっているんですが、そのために町が下に書いてある委託料とか工事請負費とか備品購入費とか、この分の事業をやめたというか、あれしたと理解してよろしいんですか。それとも、これまでの支出で町で間に合ったからこれらの委託料とかを減額する、そのために交付金ももう要りませんとなったのかどうか。そこをお聞きしたい。1点目は。

2点目は、66ページの教育費のところ、学校へエアコンつける委託料と整備工事費が計上されて、本当に喜ばしいところなんです、私はてっきり12月補正は業務委託料だけが出てくるのかなと思っていて、工事費も入るといって具体的にいつ工事をやる、どのくらいの規模を

最初見込んでいるのでしょうか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 63ページの白石川堤「一目千本桜」ブランド化事業なんですけれども、これにつきましては国のほうに、交付金でございますので、申請を上げておりました。この交付金、非常に使い勝手のよい交付金、100%の交付金ということもありまして、他市町からもいろいろ手がいっぱい挙がりまして、その関係で予算枠どうしても国でやらざるを得ない、その中で各事業内容精査されまして、この事業は効果どうなんですかということから、最終的には削られたという形になっております。町で落としたいんじゃなくて、事業の中身を精査されまして削られたと。

そういうことで効果があるかどうかということで今回落とされた内容の中に、来日外国人へのプロモーション強化事業ということで、直接外国に行ってプロモーションするならいいんですけども、国内で国内にいる外国人、そういった方を誘客するのは効果はないということで、そういった事業も落とされていますし、備品類とかハード的なもの、そういったものも落とされたという形になってございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 学校のエアコン整備に関してですが、まず10月に実施設計委託ということで予算をお認めいただいております。国の30年度の補正予算事業になりますので、町としても30年度の予算に、まず委託料並びに工事請負費を計上するということが必要になりますので、今回まだ内示前ではありましたが、今回委託料と工事請負費を計上させていただきました。

実際に、実施設計委託が来年3月までの工期でお願いをしております。なので、実際に工事を始められるのは、明許繰越ということでまたお願いするかと思いますが、4月以降に発注になる形か、実施設計が早目にでき上がれば3月に発注ができるかということも考えられますが、どちらにしても繰越事業ということで、平成31年度に本格的に取り組む形になるかと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 今の答弁でいくと、春休みには……。

○議長（高橋たい子君） 失礼、ごめんなさい、再質疑ね。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 今の答弁でいくと、春休みはどうしてもできないということでしょうか。それだけ。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） やはり、その工事規模からしますと実際に入札等の業務も期間が設定があるかと思いますので、春休みはやはり難しいかと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

最初に、62ページ、6款1項5目11節需用費、修繕費が上がっているんですが、この中身について教えていただきたいと思えます。

それと、同じところの15節工事請負費地下タンク廃止になっているんですか。どのような地下タンクになっているのか、中身について教えていただきたいと思えます。

それと、66ページ、10款1項2目13節委託料業務用パソコンアップデート業務委託になっているんですが、校務用ですね。校務用というのは普通のパソコンと違って一般ではアップデートができないのか中身について教えていただきたいと思えます。

それと、70ページ、一番最後なんですけど、給食センター費3目、その15節工事請負費ファンルーム改修になっているんですけれども、ここの中身について踏み込んで説明お願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 自然休養村関係の需用費修繕料、あとは工事請負費の関係でございますが、まずは需用費の修繕料に関しては新館の部分の宿泊室がございます。こちらに関しては、平成12年に開業しているわけなんですけど、既に18年経過しております、そちらの和室のメインの照明がちょっと安定器等がふぐあいが生じて、電気がつきづらくなってきたということで、たびたび修繕試みたんですが、今回LED化するというので8台の照明を取りかえるというか、修繕を行うという内容でございます。

あと、工事請負費の地下タンクでございますが、旧館、55年につくったものと52年につくったものがございましてそちらのボイラー関係の地下タンク、現在もう既に使っておりませんが、消防署からの指摘で地下タンクに砂を詰めるか水を詰めるかして、地下タンクを廃止してくださいということでございましたので、今回は水で水没させて廃止するという内容でございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 66ページ、13委託料校務用パソコンアップデート業務委託なんです。こちら学校で使用しているパソコンがWindows10へのアップデートを行うということで、そのアップデートを行うという業務委託になります。Windows 7からWindows10へのアップデートを行うということになります。

70ページ、給食センター工事請負費のファンルーム改修工事です。給食センターの工事改修については今年度雨漏り対策ということで屋上防水工事、その他行ったんですが、実際に吸気関係の工事、床関係の工事がまだ終わっておりません。その中でまず最初に吸気工事を31年度で行う予定に今しておりますが、夏休み期間だけの工事となりますと、なかなか工期的に厳しいという部分があります。ファンルームは今の給食センター一番西側の屋上に、吸気を送る部分としてファンルームがあります。そちらの、まず中の空気を取り入れる部屋になります。外気の空気を取り入れる部屋ですので、そちらに内部に空気を取り入れて、モーターを回して取り入れる部屋なんです。その中の内装的なものが今まで、震災以降使っておりませんので、まずファンルームを改修をするということで、事前にできるものからということで今回ファンルームの改修を上げております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 済みません。62ページの自然休養村の件なんです。委託指名、指定委託やっていたときに、たしか工事の限度額が出てきたと思うんですけども、この分については委託入っていないから全て町の費用でやるという形と考えるとよろしいのかということと、地下タンク工事、よく地下タンクに行くと汚染というのが考えられて、土壌汚染というのが出てくる可能性があるんですけども、水を詰めた感じでいったときに、その地下汚染ということはずまないのかということをお聞きしたいと思います。

それと、66ページの校務用パソコンアップデート、これをソフト代も含んで全部業者へお任せするという形で考えてよろしいんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） まずは、太陽の村の新館の修繕料の関係なんです。こちらに関しては指定管理でお願いしているわけなんです。20万円以上ということで今回は町のほうで対応するという内容でございます。

また、地下タンクに関しては、それぞれ設備が老朽化して使わなくなってから、そのタンク

のオイルを抜いて内部の清掃等を実際実施しておりまして、今、中には油が入っていない状態だと。ただ、消防署に関しては、そこにまた油を入れるという行為がなされると困るので、水で水没させるか砂を詰めて使わないと。一番いいのは、掘り起こしが一番よろしいんですが、それに関しては事情を説明して、そういう内容でよろしいということでした。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） こちら、校務用のWindows10へのアップデートなんですが、内容的にはまずパソコンの環境事前調査を行って、マスターなり動作確認、マスター作成で動作確認をし、セットアップということまでの手順、委託をお願いするものです。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑なしということですよ。

そのほかに質疑ありませんか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 63ページ、6款農林水産業費の13節里山ハイキングコースの案内標示板について今までは、今までのことはいいとして新しくどのくらいやったのかということですね。これで完了なのかということと、その下、何か商工費の15節公衆無線LAN等設備工事の減ということで、これは無線LAN工事が完了したからということなのかどうかですね、お聞きしたいと思います。

それから、65ページ、8款土木費、13節橋梁補修実施設計委託料、これは何カ所ぐらい予定されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） それでは、里山ハイキングコースの案内標示板の関係でございますが、こちらに関しては里山を案内していただいている里山案内人の会という組織と槻木生涯学習センターが事務局になっておりますので、そちらと打ち合わせをしながら財政課とは毎年1コースぐらいずつということを進めてきたわけなんです、今回その6コースあるうち四日市場から富沢に至る深山コースというコースの部分の案内標示板を設置いたしました。正直申しまして、この金額の減額に関しては請負差額ということでご理解いただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 次に、商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 工事請負費、63ページの観光整備費の工事請負費になりますけれども、公衆無線LAN等の設置工事ということで、今水戸議員から終了したからかということなんですけれども、実は千桜橋と千桜公園に公衆無線LANを設置するというので計画はしていたんですけれども、先ほど舟山議員にお答えしましたとおり、国の査定がなかなか厳し

くなりまして、インバウンドに効果が果たしてどのくらいあるのかという中で、備品とか工事関係、そういったものが落とされたということで今回減額したものでございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 65ページです。

道路維持費の委託料です。橋梁補修実施設計委託料についてですけれども、以前から橋梁の健全度判断で判定するいわゆる送付措置段階というのが8橋あってという話はしていたと思うんですが、そのうち1橋は既に終わっていて1橋は今年度やっています。残り6橋全部の実設計画を行いたいということです。場所的には中瀬橋ほか5橋ということで6橋を予定しています。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。11番安部俊三君。

○11番（安部俊三君） 3点お伺いします。

まず、1点目なんですけれども、69ページ、公民館費11節需用費修繕料45万8,000円が掲載されておりますけれども、これはスポーツ振興課の移転に伴う修繕という、船岡公民館の修繕ということに捉えてよろしいのかどうか。その辺の説明をお願いします。

それから、その下のしばたの郷土館修繕料74万9,000円掲載されておりますけれども、その内容について。

それからもう1点、70ページ、説明がありましたけれども、保健体育施設費15節工事請負費館山テニスコート部分改修工事ということなんですけれども、修繕内容はどういうことなのか。それから年間の利用者、どのくらいなのか参考までに教えていただければありがたい。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） まずは公民館費の需用費、違いますね、修繕料の45万8,000円につきましては、こちらは今回の移転に伴う修繕ということではなくて、玄関入りますとホールが暗い。そちらの天井のLED化ということで、12本取りかえるというものが7万1,000円で改修すると。そのほかにも船迫学習センターのほうで、非常時の誘導灯の修繕というのが38万7,000円、合わせて45万8,000円ということになっております。

以上です。（「郷土館」の声あり）

○議長（高橋たい子君） もう1点。

○生涯学習課長（藤原政志君） もう1点ですね。しばたの郷土館の74万9,000円の修繕の内訳ですけれども、こちらのふるさと文化伝承館、そちらの2階に多目的ホールというのがございます。そちら天井部分には12基の照明がついておるんですが、こちら水銀灯のものなんですが、もう本体が壊れているものもありますし、水銀灯自体がもう製造中止になっている型番でございまして修繕がなかなかできないということがありましたので、こちらをLED化、天井を全てLED化ということで取りかえるものとして74万9,000円を計上しております。

○議長（高橋たい子君） 続いて、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 続いて、保健体育施設費の館山テニスコート修繕の内容ですけれども、このテニスコート、平成11年にでき上がったもので、もう19年たつということで砂入り人工芝コートがすり減りまして、特にエンドラインのところ、これのところで一部穴があいたりしていますので部分的な補修ということで、この4つの隅を23平方メートルの部分修繕を図るということで、利用者の安全を図るということで、今回修繕で上げております。

テニスコートの利用状況ですけれども、3つの施設で29年度実績でいきますと3テニスコート合わせて約1万1,000人の利用があります。そのうち、館山テニスコートが5,900人を超す利用があるということで、利用度が高いために大分傷んだのかなと思っております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

64ページの一番上、3目コミュニティプラザ管理費11節需用費に修繕料があります。説明してください。どのような修繕なのか。

それから、65ページ、土木費都市計画費公園緑地費13節委託料で公園樹木等管理委託料があるんですけれども、町ではこの公園の樹木、どのように管理していこうとしていらっしゃるのでしょうか。

実は、この間若葉1号公園だったんですが、剪定するのが決まっていたと思うんですよね、木が。その隣も少しやってくれって頼んだら、それはできませんということで、確かにそうですよね。決まった木しか業者はできないとは思うんですけれども、利用者からすればそっちの隣のほうが本当はひどいんじゃないのかとかやはりあるわけですよね。ですから、今後公園の樹木管理って大切になってくると思うんですが、どの頻度で大体やっているものなのでしょうか。1つの公園の樹木って何年に1回とか。今回の部分は60万円はどこの分なんのでしょうか。

それから、69ページ、教育費図書館費11節需用費の修繕料のもっと詳しい説明をお願いします。

それから、13節委託料と15節工事請負費なんですが、図書館はまだ基本計画もできていないのに、ただあそこの樹木伐採というのもどうかなと思うんですよね。残したい樹木もあるはずなんですが、それはどのようにお考えなんですか。今の伝承館の裏側、北側の樹木もありますよね。それとつなげて図書館ができると思うんですけれども、そうしたときに今の広葉樹というのはとても大切になってくると思うんです。ですから、樹木については全部切ってしまうと、実際に建ったときに木がない状態になりますから、残したい木があると思うんです。そのためにも基本計画って早く必要だと思うんです。その辺のお考えを伺います。

それから、駐車場整備というのは、あくまでも舗装するわけではなく整地するぐらいのところなんですか。お考えを伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 64ページになります。コミュニティプラザの管理費の修繕の中身なんですけれども、これにつきましては槻木駅の玄関前に、玄関下に部屋があるんですけれども、そこに雨漏りがするというので、今回防水工事を修繕ということで行うことと、あわせて2階に改札口があるんですけれども、改札口と通路のつなぎ目がまた雨漏りがするというので、雨漏りのための修繕。そして槻木駅の駅名がある看板があるんですけれども、その槻木駅の駅の字がネオン管ということで、実は切れているんですね。そのネオン管、今は製造していないものですから、照明を新たにつけるといいう工事、そういったものも、3つの工事を合わせて修繕ということを入れております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 65ページでございます。公園緑地費13節委託料、公園と樹木管理委託料についてでございます。考え方についてですけれども、高木の剪定については予算ということもございますので、2年から5年で一通り回るような計画を立てています。あとは、低木、実はツツジなんかも相当植えてあるものですから、低木についても相当、2年に1回くらいの割合で低木もやると。ただ、高木については2年から場所によっては5年に1回くらいのペースになってしまうということです。ただ、傷みが激しいとか、確認できたものについては補正でもっていただいたりという対応は、すぐにしようということ考えています。今回の

委託料については若葉1号公園、山崎山公園、高木8本の剪定を予定していました。

○議長（高橋たい子君） 次に、生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 公民館費の需用費修繕料45万8,000円の、もう少し詳しい説明ということでしたけれども、こちらのほうは船岡公民館（「図書館費」の声あり）図書館ですか、大変失礼いたしました。

図書館の修繕234万円で、よろしかったですか。こちらは2つ修繕がございまして西側入り口のドアがございまして。白内議員も御存じのとおり、大分表面が荒れておりまして大変みすばらしい状況にもなっておりますので、そちらの修繕をしていくということが一つと、南側にもドアがございまして。西側自動ドアなんですけど、南側は自動ドアでなくて手であけるドアになってはいますけれども、そちらも大変表面が荒れておりまして、朽ちている状態もございまして、そちらも修繕するというので、合わせて205万5,000円程度の予算で考えてはいるところがございます。

カウンターの床、柱修繕、こちらのカウンターのそのものが修繕するというのではないんですね。カウンターの中にあります床であったり柱というのが、大分朽ちているといいますか、穴があいたり朽ちている状態が激しいので、そこから虫が入ってきたりとか風が入ってきたりとか、非常に衛生的にもよくない部分がございますので、簡易に穴は塞いでいますが、それをきちっとして直していくという内容になっております。

それから、伐採関係ですよね。委託料574万3,000円の件ですけども、こちらのいろいろ検討しました。残したい木があるかどうかということで、ただ残しておくにしても、駐車場として活用するか、今後活用していくという中では、移したりとかそういうことも必要になりますし、残すべき非常に太くて立派な木があるのかどうかというのも含めて、いろいろ検討したんですが、今後の有効活用を考えますと一旦そこは切らせていただきたいと考えております。

議員おっしゃるように、まだ基本計画が立てられておりません。これから立てていくことになると思います。その中で、どういう配置でどういうところに木を植えた方がいいのかということも、いろいろ出てくるだろうと思いますので、まずは簡易な形で駐車場の整備をするために一旦切らせていただきたいということです。4,266.32平方メートルの面積になります。

それから、図書館駐車場整備工事の関係ですけども、こちらのアスファルトできっちりとやるということではなく、4,266.32平方メートルについては、約駐車場30台分になりますけれども、仕様としましては砂利を敷いた形で転圧をしまして、図書館に近いほうの、いわゆる図書館用地からすると南側になりますね。そちらに30台の駐車スペースをトラロープで確保する

ということでございます。そちらについては、表土を一旦10センチほど剥ぎまして、砂利を入れて転圧をして整地するという工事を考えておるところでございます。

それから木ぐいを境界線に立てまして、トラロープで2段で仕切っていく。多分、郷土館の向かい側に、このような形で駐車場の周りに仕切りをつくっているのがあるかと思えますけれども、そういったイメージで考えていただければよろしいかと思えますけれども、なぜそういう形にするかという、例えば穴があいたり雨が降って表面が凹凸になったりするときに、やはり維持管理していかなきゃないですよ。そういったときにグレーダーを使うということを考えておりますので、あそこを全てトラロープでやってしまうとグレーダーが入れないということもございます。それで30台はまず確保して、ほかのところはグレーダーできちんと整備、整地できるような形で考えている内容でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 図書館の駐車場整備についてなんですが、砂利を入れることで将来図書館にしたときに、庭として例えば外での読書も可能なようにと使ったりするときに、あそこは館山下ですから自然を生かした図書館のつくりになるかと思うんですね。そうしたときに、いわゆる緑の中で読書できる環境をつくりたいと思ったときに、その砂利というのは邪魔にならないのでしょうか。一旦入れてしまうとどうなるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 私もちよっと専門的な部分に入りますと、わからない部分がありますけれども、ただ砂利を入れたからといって砂利でそういったことができないということではもちろんないでしょうし、当然、土を入れてそこにも芝生を入れるということであれば、芝生を入れていくということも考えられますし、それは今後の検討になるのかなと考えています。なので、砂利で転圧して簡易な駐車場をつくったからといって、そのようなゆとりのある緑のある形ができないかというところではないと考えておりますので、それは基本計画を考えていく中で調整していきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。10番佐々木裕子さん。

○10番（佐々木裕子君） 1点だけ。今の図書館の駐車場なんですけれども、あそこに建物があります。それと企業で利用されている部分もあるんですけれども、その辺はどのようになるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 建物というのはあれですか、今、業者が入っている部分とはまた違うところですか。（「はい」の声あり）作業小屋のようなところは撤去しました。あちらはもう現在購入、契約は済んでいるんですが、その部分については建物はないということになっています。なので、例えば今、業者さんが売り主、所有者と賃貸契約で使っていますけれども。あれもいずれこちらで購入する予定地ではあるんですが、そのときにはもちろんプレハブ等の建物については撤去していただいて、原状に返していただいて購入するという手続にはなっていないかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 今回の駐車場整備の中には、そこは入っていないということでよろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 売り主で撤去いたしました。尾形建設は当然まだ使っておりますから、いずれ撤去するときには自分たちの費用で撤去することになるかと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高橋たい子君） これで歳出の質疑を終結します。

これをもって一般会計補正予算に係る全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号平成30年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

1時30分、再開いたします。

午後0時31分 休 憩

---

午後1時30分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

次の日程に入る前に、先ほど議案第25号平成30年度柴田町一般会計補正予算において、白内恵美子議員のふるさと納税の質疑に対する答弁に関し、まちづくり政策課長から、もう1点佐々木裕子議員の図書館駐車場整備の質疑に対する答弁に関し、生涯学習課長から訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許します。最初に、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 大変申しわけございません。

白内議員からの質疑に対する答弁で、首都圏に対する新聞の掲載、今月1回来月1回と申しましたが、11月に1回、12月に1回と訂正させていただきます。

○議長（高橋たい子君） 次に、生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 大変申しわけございませんでした。

---

---

---

---

---

よろしくお願いたします。

---

---

#### 日程第11 議案第26号 平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第11、議案第26号平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第26号平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、普通交付金の増額によるものです。

歳入につきましては、普通交付金の増額、介護基盤安定繰入金の確定見込みによる増額であります。

歳出につきましては、保険給付費の増額であります。あわせて債務負担行為の追加を行うものです。

歳入歳出それぞれ1億4,298万5,000円を増額し、補正後の予算総額を41億5,555万1,000円と

するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

読み間違えました。

歳入につきましては普通交付金の増額、保険基盤安定繰入金の確定でございます。失礼しました。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書75ページをお開きください。

議案第26号平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,298万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億5,555万1,000円とするものです。

78ページになります。

第2表債務負担行為補正の追加です。

診療報酬明細書審査業務及び国民健康保険税システム電算処理業務に係る委託料の追加2件ですが、これらは平成31年度当初から執行予定の事務事業で、本年度中に事前手続を行うために債務負担行為を設定するものです。期間につきましては、平成31年度となります。限度額はそれぞれ記載のとおりです。

80ページをお開きください。

歳入です。

主なものについて説明をさせていただきます。

初めに、4款1項1目保険給付費等交付金1億902万円の増額ですが、これにつきましては、市町村国保が支払う保険給付費等の費用を県から交付されるもので、保険給付費等の増額が見込まれるため補正をするものです。

次に、6款1項1目一般会計繰入金1,887万7,000円の増額ですが、主なものは国民健康保険税の軽減措置拡充による減収分を、国県が補填する保険基盤安定繰入金の確定見込みによる増額分と、国民健康保険特別会計一般管理費の印刷製本費及び賦課徴収費の公金取扱手数料の事務費増額分を、ルール分として一般会計より繰り入れするものです。

6款2項1目財政調整基金繰入金1,445万7,000円の増額ですが、これにつきましては保険事業費の増額分及び平成29年度の療養給付費等負担金等の精算に伴う返還金を支払う財源とする

ため、財政調整基金を取り崩すものです。

次に、81ページです。

歳出になります。

1 款 1 項 1 目一般管理費印刷製本費21万6,000円の増。

1 款 2 項 1 目賦課徴収費公金取扱手数料15万円の増は、それぞれ国民健康保険被保険者証の増刷やコンビニ手数料の増加によるものです。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費8,575万7,000円の増額、3 目一般被保険者療養費135万4,000円の増額、5 目審査支払手数料33万9,000円の増額。

82ページになります。

2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費1,229万8,000円の増額ですが、今後の保険給付費見込み額を算出した結果、それぞれ増額補正をするものです。

3 款 1 項 1 目国保事業費納付金一般被保険者医療給付費分は財源の組み替えとなります。

次に、5 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費、人間ドック委託料230万6,000円の増額ですが、こちらは当初予算で人間ドックの受診者数を見込んだ以上に受診の申し込みがありましたので、増額補正をするものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 82ページ、2 款高額療養費支給の補正なんですけど、今高度化しているということで高額療養費もかなりかかると思っているんですけど、こういう見込みでということなんですけど、傾向としてはやはりふえている傾向というか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 保険給付費の見込みなんですけど、こちらは都道府県単位化ということで、県から医療費、保険給付費、高額を含めて全てののくらいになるという見通しで県から年度当初に示された数字で、当初予算は積算させていただきました。今、途中の積算が県から調査が来ておまして、例年よりも柴田町の保険給付費でいえば、高額も含めて1億円くらい少ない見積もりが県から出されておりました。今回、保険給付費のそれぞれ全部合わせますと、昨年同様の金額になるということで、県で調整した金額がこちらに来て、それをそのま

まといいますか、数字に出されたものです。ただ、高額療養費に関しては医療の高度化も相まって、被保険者の数は減っているものの1人当たりの単価は上がっておりますので、高額のほうはどうしても昨年よりも見込みとしては多くなっているということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第27号 平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第12、議案第27号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第27号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては雨水管理費及び公共下水道建設費の増額に伴い、一般会計繰入金を補正するものです。歳出につきましては、西船迫地区排水路改修工事を初め、家屋調査委託及び鷺沼排水区整備事業に伴う公有財産購入費等を補正するものです。

歳入歳出それぞれ452万7,000円を増額し、補正後の予算総額を13億9,938万9,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 議案書85ページをお開き願います。

議案第27号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての詳細説明を申し上げます。

第1条です。歳入歳出予算それぞれ452万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億9,938万9,000円にするものでございます。

88ページをお開き願います。

歳入です。

4款1項1目他会計繰入金452万7,000円の増は、一般会計からの繰り入れを行うものであります。

続きまして、89ページをお願いいたします。

歳出です。

初めに、各科目にわたり給料、職員手当等共済費の職員人件費の増額補正を行っております。これにつきましては、さきの町職員の給料改正する条例に伴っての補正となります。

1款1項2目汚水管理費11節需用費163万6,000円の増は、県道管理者による舗装補修工事に伴い、道路占用許可を受けております下水道マンホールふたの高さ調節が必要となったことから、修繕料を計上するものでございます。同じく、13節委託料148万9,000円の減は、汚水の水質検査業務及び下水道施設の特殊人孔汚泥処分委託の確定見込みによる減額補正をするものです。3目雨水管理費15節工事請負費130万円の増は、西船迫地区内の排水路の流下不良のため、既設側溝の布設がえを行う費用を計上するものです。

2款1項1目公共下水道建設費13節委託料89万7,000円の増は、6月会議により可決いただきました委託料において槻木館前地区の家屋調査を行ったところ、下水道工事实施に起因する被害であるとの調査結果から、家屋の修復に係る補償費算出の委託費を計上するものです。同じく、17節公有財産購入費199万9,000円の増は、鷺沼排水区整備事業に伴い鷺沼1号雨水幹線の水路用地管理費として、財務省から国有地を取得する費用を計上するものです。

90ページをお願いいたします。

5款1項1目公債費の元金ですが、財源の組み替え補正を行うものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第28号 平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第13、議案第28号平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第28号平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、総務費、保険給付費及び地域支援事業費の補正と債務負担行為の補正になります。主な内容は、保険給付費を199万6,000円減額し、地域支援事業費を199万6,000円増額するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、議案第28号平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算について詳細説明をさせていただきます。

今回の補正は、債務負担行為並びに歳出に係る保険給付費及び地域支援事業の補正を行うものです。

議案書93ページをごらんください。

第1条です。今回の補正は、歳入歳出予算の総額の増減はなしで、歳入歳出予算総額は29億6,370万8,000円のままとなります。

第2条です。債務負担行為については7件の追加となります。

議案書95ページをごらんください。

第2表債務負担行為補正で追加7件でございます。これらの委託事業につきましては、いずれも平成31年度当初から執行予定の事務事業で、遅滞なく事業を執行するために平成30年度中に契約行為などの事務手続を事前に行うため、7件の委託事業について債務負担行為を設定するものです。期間については平成31年度の1年間、限度額につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。

議案書97ページをごらんください。

今回の補正は、歳入補正がございませんので、歳出のみの説明となります。主な項目のみ説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費7節賃金の1万7,000万円の増額は、10月1日からの宮城県最低賃金改定に伴う臨時職員賃金の差額の補正となります。

続きまして、2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費126万6,000円の減額から、2目地域密着型介護サービス給付費400万円の減、3目施設介護サービス給付費350万円の増。

98ページになります。

2項介護予防サービス等諸費の1目介護予防サービス給付費の130万円の減、4項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費100万円の増並びに6項特定入所者介護サービス等費の2目特定入所者介護予防サービス費の7万円の増は、おのおの給付費の項目の歳出の見込みによる補正となります。

99ページになります。

4款1項介護予防・生活支援サービス事業1目サービス事業費149万6,000円の増は、要支援認定者の訪問及び通所介護サービス給付費の増加見込みによる補正となります。同じく、2目介護予防ケアマネジメント事業費90万円の増額は、特定高齢者の介護予防プランの作成件数が当初の見込みより件数が増加したことによる増額補正となります。

次に、4款3項一般介護予防事業費1目一般介護予防事業費の55万円の減額は、一般高齢者の介護予防事業において実施しております仙台大学との連携事業、元気はつらつお達者dayが、当初の見込みより件数の申し込みが少なくなったことによる委託費の減額となります。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第29号 平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第14、議案第29号平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第29号平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、保険基盤安定繰入金の減額によるものです。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の増額、保険基盤安定繰入金の確定見込みによる減額であります。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

歳入歳出それぞれ12万7,000円を減額し、補正後の予算総額を3億8,103万2,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書101ページをお開きください。

議案第29号平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,103万2,000円とするものです。

103ページになります。

第2表債務負担行為補正の追加です。後期高齢者医療保険料電算処理業務に係る委託料ですが、こちらは後期高齢者医療保険料の納入通知書の作成等を委託するもので、平成31年度当初から執行予定の事務事業となるために、本年度中に手続を行い、債務負担行為を設定するものです。期間につきましては31年度、限度額は記載のとおりです。

105ページになります。

歳入です。

1款1項1目特別徴収保険料409万8,000円の減、2目普通徴収保険料540万円の増、合計で130万2,000円の増額補正ですが、これにつきましては、それぞれ被保険者の移動に伴う現年度分の保険料の増減によるものです。

3款1項2目保険基盤安定繰入金142万9,000円の減ですが、一般会計の県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定により、繰入金が減となるものです。

次に、歳出になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金12万7,000円の減ですが、後期高齢者医療保険料納付金の130万2,000円の増、保険基盤安定負担金納付金142万9,000円の減の相殺により、広域連合への納付金を減額するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 確認をさせていただきますが、3の歳出を歳入とお呼びしたようでございますが、歳出。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 大変申しわけありません。歳出です。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第30号 平成30年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第15、議案第30号平成30年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第30号平成30年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、人件費の増によるものです。あわせて、債務負担行為の追加を行うものであります。

収益的収入支出及び資本的収入支出のいずれにおいても、収入の補正はなく支出のみの補正となります。収益的支出は30万4,000円を増額し、補正後の予算総額は12億264万1,000円となります。資本的支出は8万6,000円を増額し、補正後の予算総額は5億3,140万9,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 議案書107ページをお開き願います。

それでは、議案第30号平成30年度柴田町水道事業会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

第2条です。予算第2条に定めております業務の予定量を次のように改めるものです。主要な建設改良事業、既決予定額2億5,040万1,000円に8万6,000円増額しまして、2億5,048万7,000円に補正を行うものです。

第3条です。予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入は、ございません。

支出です。

第1款水道事業費用、既決予定額12億233万7,000円に30万4,000円を増額し、補正後の額を12億264万1,000円とするものです。

第4条です。予算第4条に定めております資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入はございません。

支出です。

第1款資本的支出、既決予定額5億3,132万3,000円に8万6,000円を増額し、補正後の額を5億3,140万9,000円とするものです。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の詳細につきましては後ほどご説明させていただきます。

108ページをお開き願います。

第5条です。新年度当初より行わなければならない水道施設の業務委託について、債務負担行為2件を追加するものです。山田沢・船迫外配水施設機器点検業務委託及び防災行政無線装置保守点検業務委託の2件でございます。期間については、ともに平成31年度1カ年です。限度額については表にお示しのとおりでございます。

第6条です。予算第8条に定めております職員給与費を2万5,000円増額し、4,568万9,000円に改めるものです。

次に、116ページをお開き願います。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

支出です。

款1水道事業費用、項1営業費用ですが、目1原水及び浄水費、目2配水及び給水費、目4総係費については、人事院勧告の市町村職員共済組合負担金の確定等によります給料、手当、法定福利費の人件費の増額補正をお願いするものです。また、目4総係費節4賃金ですが、これまで紙ベースで管理してきました水道施設の図面等について、電子化を実施するため水道施設台帳電子化業務委託を発注しておりましたが、工事図面や各家庭の給水申請図面などの整備を行うための事務補助員の賃金を、増額補正を行うものでございます。

次に、117ページをお願いいたします。

資本的収入支出、補正予定額実施計画明細書になります。

支出です。

款1資本的支出、項1建設改良費目2水道工事費については水道事業費用と同じく人件費の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は収入・支出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号平成30年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第16 陳情第2号 「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」採択を求める陳情書
- 陳情第3号 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」採択を求める陳情書
- 陳情第4号 「介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書」採択を求める陳情書
- 陳情第5号 「被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 陳情第6号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書

○議長（高橋たい子君） 日程第16、陳情に入ります。

12月会議において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

陳情第2号「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」採択を求める陳情書、陳情第3号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」採択を求める陳情書、陳情第4号「介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書」採択を

求める陳情書については、その取り扱いを議会運営委員会において協議した結果、請願と同一の取り扱いとし、所管の委員会に付託すべきとの意見の一致を見ました。

お諮りいたします。

陳情第2号から陳情第4号までを文教厚生常任委員会に付託の上、休会中の継続審査としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって陳情第2号から陳情第4号までは文教厚生常任委員会に付託の上、休会中の継続審査とすることに決しました。

陳情第5号と陳情第6号については、議会運営委員会の協議により配付のみの取り扱いといたします。

---

---

#### 日程第17 要請第3号 「生涯現役社会」を実現するシルバー人材センターの決意と支援の要望について

○議長（高橋たい子君） 日程第17、要請に入ります。

要請第3号「生涯現役社会」を実現するシルバー人材センターの決意と支援の要望についてはその取り扱いを議会運営委員会において協議した結果、請願と同一の取り扱いとし、所管の委員会に付託すべきとの意見の一致を見ました。

お諮りいたします。

要請第3号を産業建設常任委員会に付託の上、休会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって要請第3号は産業建設常任委員会に付託の上、休会中の継続審査とすることに決しました。

なお、お手元に配付してある要請第2号と要請第4号については、議会運営委員会の協議により配付のみの取り扱いといたします。

---

---

○議長（高橋たい子君） 常任委員会の休会中の活動予定の件について連絡いたします。

12月会議後の委員会活動予定については、お手元に配付いたしました内容ですのでご承知願います。

これで12月会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じますが、休会前に町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、平成30年度柴田町議会12月会議を閉じるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

今回の会議では、報告7件、諮問1件、条例改正等4件、工事請負契約に関するもの3件、指定管理者の指定1件、一般会計補正予算のほか各種会計補正予算6件、合わせて議案14件、提案申し上げました全てで原案のとおり可決いただきまして、改めて御礼を申し上げます。

特に、平成30年度一般会計補正予算で審議いただきました小中学校空調設備整備工事エアコンにつきましては、さっそく実施設計が完了した学校から、随時工事を発注させていただきたいと考えております。

また、一般質問では16人の議員の皆さんから30問14課にまたがる102項目の内容の提案をいただきました。一般質問で提案されましたことにつきましては、一つ一つ真摯に受けとめ、大型プロジェクトや財政状況を勘案しながら、さまざまな制度を活用してできるところから取り組んでまいります。

さて、早いもので、平成30年も残りわずかとなりました。私なりにこの1年を振り返ってみますと、1月に学校給食センターの老朽化に対する文教厚生委員会からの指摘に始まり、総合体育館の基本設計に基づく事業総額が幾らになるのか気になり、さらに4月には思いもかけない7億円余りの費用を要するエアコン設置問題が起きるなど、将来の財政負担を考えた場合、2度目の財政負担が常に頭から離れない日々でもありました。

しかし、言葉は大変悪いのですが、町長はついていると思っております。その理由は、予想しなかった地方交付税の増額、ふるさと納税についてもオランダから原材料を輸入した子牛の牛たんを新たに返礼品に加えた効果もあり、前年度比約1.7倍の増額で現在推移をしております。さらに、昨日はエアコン設置について国の内示額1億3,700万円余りをご報告することができ、今回可決をいただいております。

このため、12月11日に開催される全員協議会においては、総合体育館、学校給食センター、そして図書館建設に向けた道筋や、財政シミュレーションをお示しすることができるようになりました。

さらに、今年度は8年後における柴田町の未来像を示す第6次総合計画を策定する年でもあります。

現在公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、第6次総合計画素案を策定中でございます。第6次総合計画で描くコンパクトシティ構想の具体化につきましては、仙南広域都市計画策定後の平成32年度に、立地適正化計画の策定に着手する予定でございましたが、今回、議会から都市計画マスタープランの早急な策定と、第6次総合計画のコンパクトシティ化に向けた具体的な方策を書き込むこととの提案がありましたので、背中を押される形で平成31年度に1年間前倒しをして、都市計画マスタープランと立地適正化計画の2つの計画案を策定することといたしました。早速、県を通して国に要望したところ、平成31年度の基礎調査委託費については、採択していただける見込みとなったところでございます。

立地適正化計画に盛り込む都市機能誘導エリアには、総合体育館を立地させることとして計画を策定したいと考えております。この計画が国にもし認められた場合は、50%の交付金が総合体育館に受けられる可能性が高まります。今後の学校給食センターや図書館建設にも、好影響をもたらすものと考えております。そのためには立地適正化計画に対する住民の理解はもちろんのこと、何としても何にも増しても議会の皆さんの全会一致でのご理解があつてこそ、スピーディーに取り組むことができ、国に採択される可能性も高まりますので、どうぞ鳥の目を持って大局的な見地からのまちづくりに、ご理解賜りますようお願い申し上げます。2つの計画につきましては、平成32年度までに策定し公表してまいりたいと考えております。

改めて、この1年、私が判断を迷っていた外装工事までを含めた学校給食センターの大幅な改修、エアコン設置や立地適正化計画の来年度の実施について、議会からの強い要請があつたからこそ決断ができ、結果として政策を前に進めることができますこと、改めて感謝申し上げます。

最後に、議員の皆様、町民の皆様がご健勝で新年を迎えられますようご祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきますと思います。

1年間、本当にありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これをもって平成30年度柴田町議会12月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時15分 休 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年12月6日

議 長                    高 橋 たい子

署名議員    4番 平 間 幸 弘

署名議員    5番 桜 場 政 行